

令和6年6月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和6年6月20日開会

丸亀市農業委員会

令和6年6月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和6年6月20日(木) 午前9時30分～午前10時50分

開催場所 丸亀市役所 2階 201・202会議室

出席委員 41人

農業委員 15人

- | | | | |
|----------|-----------|------------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 平山 康生 | 9. 牛田 均 | 14. 松永 哲夫 |
| 2. 田中 浩信 | 6. 和泉 弘美 | 10. 小松 和貴子 | 15. 尾崎 義美 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 山根 三枝子 | 11. 竹内 章雄 | 16. 松下 孝江 |
| 4. 内田 久夫 | 8. 富田 等 | 13. 竹田 久義 | |

農地利用最適化推進委員 26人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 9. 宮前 千代秋 | 18. 宮武 俊博 | 26. 村山 雅美 |
| 2. 西山 孝 | 10. 山口 好則 | 20. 新居 勉 | 27. 徳永 善史 |
| 3. 廣瀬 義文 | 11. 須藤 誠一 | 21. 山本 清秀 | 28. 竹林 俊一 |
| 4. 一本松 学 | 13. 大野 忠志 | 22. 深井 正隆 | 29. 山本 敏一 |
| 5. 齋藤 純子 | 14. 高木 久義 | 23. 佐藤 久男 | 30. 三谷 孝治 |
| 7. 守家 祥司 | 15. 田羅間 勳 | 24. 竹林 隆 | |
| 8. 戸張 正典 | 16. 横山 隆一 | 25. 古竹 義弘 | |

欠席委員 5人

農業委員 1人

12. 松永 哲之

農地利用最適化推進委員 4人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 6. 坂井 清照 | 12. 大西 浩 | 17. 田中 正隆 | 19. 喜來 聖則 |
|----------|----------|-----------|-----------|

農業委員会事務局出席者

- 事務局長 谷本 孝二
事務局次長 大西 良明
主査 佐々木武志
主査 中山 弘美

主任 宮内 隆匡

その他の出席者

丸亀市農林水産課 西山善行

議事日程

農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. 令和7年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見について
3. その他

報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

土地に関する議題

議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第29号 農用地利用集積計画の決定について

議案第30号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

議案第31号 非農地証明願について

議案第32号 許可後の事業計画変更申請について

報告

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第15号 許可後の取消願について

その他

●事務局長（谷本孝二君）

皆さんおはようございます。定刻が参りましたので只今から令和6年6月の定例総会を開催させていただきます。会長の方でよろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫）

おはようございます。6月の本番も田植えの真最中の方もいると思います。忙しい中お集まりありがとうございます。ご承知のように、今、国では食料・農業・農村基本法の改正を提示いたしまして、新たな制度で取りくむこととなりました、また市においても地域計画の策定ということで、今年度いっぱい忙しい時期入ると思います。よろしく願いをいたします。そのためには、先般タブレットの操作説明会を行いました。ようわかるかどうか私も十分わかりませんが、それをご利用いただき、調査のほうをよろしく願いします。今日も通常の案件がたくさんございますので、どうぞよろしく願いします。本日の出席委員さんは15名で過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、10番の小松委員さん、11番 竹内副会長にお願いいたします。よろしく願いします。それでは、最初に農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

はい。失礼いたします。農政に関する議題といたしまして3点。議題1といたしまして農業振興地域整備計画の変更について、議題2 令和7年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見について、議題3 といたしましてその他でございます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは議題1番 農業振興地域整備計画の変更について、農林水産課より説明をお願いいたします。

●農林水産課（西山善行君）

皆さんおはようございます。農林水産課の農振除外担当の西山と申します。本日貴重なお時間いた

だきまして。令和6年5月31日締め切りの6月分、丸亀市農業振興地域整備計画、農用地利用計画の変更につきまして、ご報告をさせていただきます。お手元資料、農業振興地域整備計画の変更について、A4横で2枚綴りになっております。こちらの資料ですけれども、変更等理由書とそれから資料2位置図がございます。資料1の変更等理由書総括表ですけれども、表の一番左、番号の枠に対応している番号につきまして、資料2の位置図の右肩、右上に、同じ番号を記載してございます。それでは、番号順に除外につきましてご説明を差し上げます。座って失礼いたします。それでは総括表の方ですけれども、1ページ目。

番号6-1 中津町・・・面積206㎡。・・・が宅地拡張を行います。

番号6-2 三条町・・・面積141㎡。・・・が分家住宅を整備します。

番号6-3 飯野町東二・・・面積280㎡。・・・が分家住宅を整備します。

番号6-4 垂水町・・・面積390㎡。・・・が農家の二世帯住宅を整備します。

番号6-5 飯山町上法軍寺・・・面積479㎡。・・・が分家住宅を整備します。

番号6-6 飯山町上法軍寺・・・面積446㎡。・・・が非農家の自己住宅を整備します。

それでは、1枚めくっていただいて、続きまして編入に移ります。

番号入6-1 飯山町上法軍寺・・・面積1,260㎡。・・・農地を農業振興地域内の農地に編入いたします。

以上、除外6件 1942㎡、編入1件 1260㎡ちょうどの申し出となっております。変更区分と地域別の内訳は、総括表3ページ目の表に記載してございます。よろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたが、この件について何かご質問ございましたらお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

特にご意見もないようですので、農業振興地域整備計画の変更については、異議のないものといいたします。西山さん、ありがとうございました。

●会長（松永哲夫君）

それでは続きまして、議題2番 令和7年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見の意見提出について事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

はい。それでは、事前にお送りしております。「令和7年度 農地等利用の最適化推進施策に関する改善意見」 県提出への要望についてという資料をご覧ください。委員の皆様には、切実なご意見、またご要望、多数提出いただきありがとうございます。今回、県提出向けのご意見を農業委員会の主要業務ごと、集積集約、遊休農地の解消、新規就農促進の3つのテーマとその他 計4つに分けて整理集約いたしました。本日の総会で承認されましたら農業会議に提出したいと思います。農業会議では、各市町から提出された意見を、7月の常設審議委員会で検討し、8月下旬に県知事宛に提出する予定となっております。なお、いただいた意見の中で、丸亀市向けの要望、提案も多数ございました。こちらにつきましては、9月か10月に役員会に諮った上で、提出案を総会で承認いただき、市長及び市議会議長に提出したいと思います。

それでは、1枚目。要望1 担い手への農地利用集積集約化についてでございます。提案理由上段を読み上げます。令和7年度から地域計画がスタートする。農地の貸借手続きについては、農地機構通した貸借に一本化され、農用地利用集積等促進計画に基づいて行われ、現在、各市町では、地域計画の作成とあわせて、貸借の事務手続き等について、関係機関で調整が進められている。ということで、これに対しまして、下段提案内容ですが、地域計画策定後には、目標地図の見直し等頻繁な計画変更が生じることが予想される。地域計画変更の際の事務手続き、また、農用地利用集積等促進計画に基づく貸借においては、農業者に過度な負担が生じないように、農地機構、市町、農業委員会と関係機関でデータ共有を図り、関係書類のやりとりがスムーズに実施されるように、県が中心となって調整されたい。ということで、地域計画における目標地図の変更に係る手続きについて、また、担い手への農地の集積集約を促進するというのでこれまで、農業委員会に簡単な届け出で進んでいたものが、法改正により、機構一本化になったことに伴う事務手続きについてですが、農業者、関係機関双方が煩雑な事務に振り回されることがないように、農地台帳システムの情報共有化を図り、また、デジタル活用推進による事務効率化に向けて整備を進めていただきたいというものです。1枚めくっていただいて、次のページです。2番目 遊休農地の発生防止と解消について、上段、提案理由を読み上げます。既存農業機械の故障や老朽化で多額の修理費用が発生し、それが離農に繋がり、結果、遊休農地増加が加速する現状である。小規模家族農家が営農継続できるように、農業機械の更新修理に対して補助が必要である。これに対しまして、提案内容を読み上げます。現在、新規就農者や、認定農業者・法人には、農業機械購入に対して補助があるが、個人農家に対してはない。農地の継続的な維持管理並びに担い手不足による遊休農地の増加防止を図るため、個人農家に対して、農業機械の更新、修理の補助事業を検討されたい。ということで、小規模家族農

家の離農の大きなきっかけとなっている、農業機械の更新の問題ですけれども、これは令和6年から県の新規事業として、多様な農業人材支援事業というのがございます。これは対象者が認定農業者とかでなくてもよくて、地域計画に農業を担う者として位置付けられているもので、対象となる内容が、農業用機械や施設整備に関するものです。農業機械については新たに新品を購入するということが条件となっていたりしますので、こうした事業のさらなる拡充を提案するものです。次のページ、3番目 新規就農の促進についてということで、上段提案理由を読み上げます。農業従事者の増加は、最重要課題の1つであり、新たな農業を担う者を積極的に広く取り込み、新規就農者の確保、育成、定着を推進していくことが必要である。これに対しまして、下段提案内容を読み上げます。全国新規就農相談センターが公表するデータによりますと、就農、自己資金、自己準備資金の全国平均は約470万で、営農用資金生活資金その他合わせて少なくとも約500万は必要である。他の業界に対して、農業が魅力的な職業として選ばれるための方策として、現行の各種新規就農支援事業のさらなる拡充を図り、新規就農を促進されたいということ内容です。最後に4つめ、その他としまして2点。上段、1つ目提案理由を読み上げます。水田活用直接支払交付金の水田要件が厳格化され、5年に1度も水張りしない農地は、令和9年度以降交付対象水田としないこととなった。農家はどうか対応したら良い分からず、不安になっている。これに対しまして、下段1つ目の提案内容を読み上げます。制度の理解とその対応について、様々な機会をとらえ、きめ細やかな周知に努められたい。また、水田機能維持活用促進事業の活用を促進するとともに、非交付対象水田化による遊休農地の増加に繋がらないよう、麦等の支援交付金の制度化についても検討するよう国に要請されたい、ということです。上段、2つ目の提案理由を読み上げます。農産物価格が低迷する中、生産資材と経費の高騰で、農業経営が逼迫している。持続可能な農業を実現するためには、農業所得の確保は不可欠である。このような状況では、農地の維持はおろか、離農を進行させ、食料自給率の向上も見通せない。これに対しまして、下段2つ目の提案内容を読み上げます。農産物の価格転嫁の実現につきましては、食料安全保障の観点から、食料の安定供給の重要性、また、食と農の大切さや、国産国消の必要性を消費者に対して丁寧な説明を重ね、広報、対話活動を行うことで国民理解の醸成に努められたい、ということで、農産物価格の低迷、経費高騰による農業経営環境の悪化、これに関する意見が一番、たくさん寄せられました。改正食料・農業・農村基本法と関連法の成立後、国は今後、基本計画に着手していくということですが、農産物価格の価格転嫁につきましても、法案提出に向けてあわせて議論していくということが、新聞報道でございます。価格形成につきましては消費に敏感に影響して、難しい問題ですが、人口減少時代において、農業、農村が持続可能なものであるためにも、農業委員会組織からも声を届けることも必要であると考え

ております。以上、意見として農業会議に提出したいと思います。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

今説明ございましたけれども、皆さんからご提案を集約したものでございます。一応内容的には、大きく4つに分けまして、県の農業会議を通し県に、また、国或いは地元の丸亀市に対する要望というふうに分けまして要望したいと思っておりますが、こういった内容についてご意見ございませんでしょうか。

●農業利用最適化推進委員（山口好則君）

すいません、今の要望については、私が出した3件のうち2件入れていただいて、ありがとうございます。特に遊休農地の部分で、農業機械の更新・修理ですね。これはやっぱり修理が一番私大事なのかなと思っているんです。もし県がいかなんだら、市の方でやっぱり修繕の方は取り組むと。例えば、10万円以内は何十%とか、そういうふうにせんかったら、修繕の場合はなかなか補助の出し方が難しいと思うんで、県がいかんかったら、市のほうでやっぱり十分にやっていただきたいと思っております。それと、ちょっと私が提案したもので、入れていただいてなかったのがですね、団地の併設農園の確保について、これ例えば市民農園みたいな形なんですけども、若いサラリーマン世帯が、約60から70坪の団地造成購入して、家を建てておりますが、敷地内にやっぱり野菜栽培するスペースがないです。自分や家族の健康のためや休日等の余暇を有意義に利用する、また安心できる農産物を、栽培したい等の理由でマイホーム近くでですね、農業できる狭い農地を探していると聞き及んでおります。これについては私、何人かの家族の方が、何かこう、農地がないですかとか、小さい農地だと思えますけども、そこでですね、大体、私、飯野町なんですけども、ここ最近造成が30戸毎の造成、その付近について、何いうんですか、遊休農地が結構あるんです。その団地造成に伴ってですね。そこでですね、要望として、遊休農地の貸し付けについて、農業委員会の他、団地造成に関わる開発業者、それと丸亀市、農地機構、JAとは共通認識のもとで、市は団地造成に合わせた隣接遊休農地を、期限つきで、活用する取り組み、農園付〇〇住宅を策定、開発業者がですね、農地法第5条の許可申請時点から、市は隣接した遊休農地の地権者と交渉を行い、遊休農地を、私勝手に作りましたけども仮称として、県陸の前にまるみらい広場があるんですけども、まるみらい農園第何号という、名前をつけてですね、業者参入プロセスとして、開発土地と農園をセットで販売誘致していくことにより、遊休農地解消に繋がるんじゃないかなと私は思っております。一応これ、難しい問題だと思いますけども、これは市で、例えば、特に農林水産課ですか

ね。そこは窓口になって。やっぱり皆さん若い家庭の方が、農園が欲しい。近くでというのは結構あるんです。市民農園は、讚さん広場の近くとかはありますけども、横で欲しいと。そんなのの多くは解消してあげれるのかなと思っております。以上です。何かこれについて、難しいかと思えますけども、今から丸亀市の中でですね、モデル地区として、こう上げたらどうかなというふうな私の考えです。

●事務局次長（大西良明君）

はい。山口委員ご意見ありがとうございました。まず1つ目の農機具の修繕修理につきまして、こちらにつきましては、当初から市向けの提案ということで、また今後、秋に向けて、市に要望する内容に盛り込んでいきたいと考えております。それと2つ目の市民農園等の農園整備につきましてですね、これもこういった需要があるということは、十分こちらの方も聞いております。農地法3条の下限面積が撤廃された、これの背景につきましても、そうした小さな農地を農業したい人が手に入れられるような、そういった必要もあって改正されたと聞いております。これにつきましてもですね、市農林水産課の方と事前に協議しまして、秋の市向けの提案の中に盛り込めるような、方向でちょっと考えていきたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いいいたします。

●農業利用最適化推進委員（山口好則君）

はい。お願いします。大体は団地造成した周り、私、期限付き言いよんはやっぱり将来的にはその業者さんがだんだんと拡充していくということになると思うんです。その間数年ぐらいをこういう農園として活用できたらなというのが私の考えなんです。

●事務局長（谷本孝二君）

すいません今のお話の中で、開発事業者が農園として農地を持つことが多分不可能だと思います。なので、貸し借りになったとしても、今度の地域計画の関係で機構通じての貸し借りになるので、もう住宅にちっちゃい農地をつけて売るような形しか多分方策はないのかなって思います。もうその時にやっぱり5条申請と3条申請が出てくるので、その辺が今度受け手の方のご理解がえられるのかなっていう、課題はあるんですが、その辺も、先ほど次長が申しましたように、ちょっと農林水産課の方と協議をさせてもらってどこまで出来るか、只、許可権限の方が農業委員会の方になるので、多分制度的に、農林水産課に合致する部分がちょっと少ないかなって思うんで、もう農業委員会として考えるべき内容になるかもしれませんが、その辺もちょっと協議をさせていただいたら

と思いますのでよろしくお願いします。

●農業利用最適化推進委員（山口好則君）

なかなか難しいと思いますけど、モデル事業として、今後取り組んでいけたらなと思っております。丸亀市のモデル事業として、はい以上です。

●会長（松永哲夫君）

ありがとうございました。他に何か。ございませんでしょうか。どうぞ。

●農業利用最適化推進委員（宮武 俊博君）

最近ちょっと相談が多いのは、先ほどの最後の部分ですかね。いわゆる5年間ルール。これについて、ちょっと相談が多いので、ちょっとお聞きしたいことありまして、細かいのはまだ決まってないというふうに考えていいんですね。例えば、一番具体的に心配とるのはトラクターを使用せないかんのかなど。トラクター使用せないかんのやったら、麦やってもらっていて、長年ほっとしているから、トラクター整備せないかんし、もう売り払っているものもおるしということ。それともう1つが、1ヶ月間の水張りの認定は誰がするんでしょうかと。その辺、その2点が割と多いですね。ちょっとお答え願えますか。

●事務局長（谷本孝二君）

すいません。ただいまのご質問ですが、基本的にこの5年に1度の水張り要件っていうのは、国の方が国の会計検査院の方に言われて、水田機能がないものについて、何で水田の補助金を出すのかということから始まりましたので、原則は水張りじゃなくて、水稻を作付けというのが国の原則で、その中でどうしてもできないからっていうことで、ひと月間の水張りをお願いしたいということなので、基本的には代を搔かないと多分駄目なんかなっていうふうに思っています。現地確認等につきましては、市とか農協さん、県の普及センター、共済組合とかで、地域農業再生協議会っていうのがあります。その中の水田部会の方で、現地確認をしないさいということで、国から示されていますので、その団体の方で現地確認をするようになるかと思えます。よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

他に何かご意見ございませんか。せっかくですし、皆様のご意見を要望しますので、もしあれば。

なければこれを今まとめたような形で分別いたしまして、県の農業会議を通じて県或いは国へ要望する案件等、地元の丸亀市に対する要望も、丸亀市につきましてはこの秋口になると思いますけどね、分けて実施をしたいと考えております。それでよろしいでしょうか。

●会長（松永哲夫君） そしたらもう異議のないものとしてこれで進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。他に議題ございませんか。

●事務局長（谷本孝二君）

はい。

●会長（松永哲夫君）

それでは報告、連絡事項に移ります。報告1番 定例農家相談会の開催結果について報告いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

はい。失礼いたします。本日お配りしております次第の裏面の方をご覧いただけたらと思います。定例農家相談の開催結果でございます。前回は、飯山市民総合センター開催分が令和6年5月27日 松永会長、市役所本庁開催分は6月5日 尾野副会長、綾歌市民総合センター開催分は、6月10日 竹内副会長で、午前9時から11時の間で受付を行いました。本庁開催時に1件の相談がございました。相談の内容といたしましては、実際、綾歌にある土地で、娘さんが郡家町においでで、なんか太陽光発電の業者に農地を売買したいって相談したところ、1種農地であるために転用ができないって話で、まず、相談がありました。調べたところ実際、基盤整備等もされてないので1種農地ではなくてですね、普通の第2種農地に該当するんですが農業振興地域内の農用地区域の設定がありましたので、太陽光発電施設の転用に際しての農振除外の県の同意が、県の考えの中で認めていかないって話なんで、農振除外ができないということで転用ができないということで業者さんがお断りしたということでご説明をさせていただきました。あとどうにかして処分したいって話もあったんですが、現状聞いていると隣接する農道になるのか市道になるかちょっとわからんですが、そこと農地のちょっと高低差がすごくありまして道から1メートルとか2メートルぐらい、高いところで2メートルぐらい農地の方が高い位置にありますので、そういうところでちょっと転用っていうのは難しいんじゃないかっていうお話をさせていただいた上で、近隣で今農地

を借りて作っていただいているみたいなので、その方等も含めて不動産屋さんにも農地等の売買も含めてご相談されてはどうですかということでご案内をさせていただいております。はい。次に次回の農家相談でございますが、飯山市民総合センター開催分は6月27日木曜日 尾崎委員さん、市役所本庁開催分は7月5日金曜日 内田委員さん、綾歌市民総合センター開催分は7月10日水曜日 松永哲之委員さんの担当で、それぞれ午前9時から11時までの受付となっております。農家相談の手引きをお持ちの上ご出席をいただけたらと思います。以上でございます。

●会長（松永哲夫君）

今の報告につきまして何かご質問ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

他に課題ございませんか。

●事務局長（谷本孝二君）

はい。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告終わりました。続いて土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼いたします。土地に関する議題が6件、あと報告事項が3件ございます。議案第27号 農地法第3条第1項による許可申請、議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第29号 農用地利用集積計画の決定について、議案第30号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、議案第31号 非農地証明願について、議案第32号 許可後の事業計画変更申請について、報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出について、報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について、報告第15号 許可後の取消願について、以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 27 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局へ、議案の提案説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

はい。議案の 1 ページを、ご覧ください。位置図と一緒にご審議よろしくをお願いします。議案第 27 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 10 件です。

1 番 中津町・・・合計面積 429.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便な当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されております。

2 番 川西町北・・・合計面積 8.34 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、周辺農地と一体利用したい譲受人の要望により贈与により所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されております。

3 番 川西町北・・・合計面積 138.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、農業廃止を図る譲渡人の要望により譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されております。

4 番 綾歌町富熊・・・合計面積 137.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人の要望により売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付する計画が提出されております。

5 番 飯山町東小川・・・合計面積 435.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されております。2 ページをお開きください。

6 番 飯山町東坂元・・・合計面積 1,188.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付する計画が提出されております。

7 番 飯山町東坂元・・・合計面積 13,157.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産な当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。新設で果樹を作付けする計画が提出されております。

8 番 飯山町東坂元・・・合計面積 4,419.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産な当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人に売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付する計画が提出されております。

9番 飯山町東坂元・・・合計面積 3,550.00 m²【議案読み上げ】

3 ページに及びますが、この案件は、自作地相互の交換のため、譲渡人が所有する当該農地を、譲受人の所有する農地と交換するものです。当該農地を交換することにより、全体的な農地の形状が整い、効率的に耕作ができるようになります。

10番 飯山町東坂元・・・合計面積 4,937.00 m²【議案読み上げ】

この案件は9番で説明した案件の譲受人が交換する農地についてであり、自作地相互の交換のため、譲渡人が所有する当該農地を譲受人の所有する農地と交換するものです。

以上 10 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち、農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況などから、耕作の事業に供する農地のすべてを効率的に利用できると思込まれる全部効率利用要件、また、農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第 4 号の農作業常時従事要件及び第 6 号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより、すべてを満たすものであり、農地法 3 条第 2 項各号の禁止事項には該当しない、または適用されないため、許可相当と考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

すいませんちょっと補足をさせていただけたらと思うのですが、今回 10 件出ている中で 7 番、8 番、9 番の案件で受け人が●●●市の●●●さんの案件で、次長申しましたように書面上は何ら問題なく許可相当案件ですが、●●●でおいでの方で、今、1 町 9 反ぐらい経営面積。これもここ 1、2 年で飯山町の土地を買っています。今回も 2 町 1 反ぐらいありますので、トータル的に周辺で 4 町ぐらい果樹をするっていう計画になります。実際、今、1 町 9 反のうち果樹が植わっているものはありません。結構、山になっていますので、結構、土を取って平地にするような計画で、その周辺で今回も取得が入るようになります。許可相当案件なのですが、ちょっとそのまま許可するものどうなのかなと思いましたので、定例総会の後に、会長と地元の農業委員さんであります尾崎さんと業者呼んでですね、一応聞き取り調査をさせていただいた上で、今回皆さんご異議がなければ、会長と地元の委員さんの了承をいただいて、許可相当というような形をとらせていただけたらと思うんですが、その辺も含めてご審議いただけたらと思います。

●会長（松永哲夫君）

今説明終わりましたが、ご意見を聞きたいところですね。最後の案件につきましては、局長が申し上げましたように、拒否案件ではないんですが、いろいろな要件が多いものなので、担当の農業委員さんと私の方で、実際の状況をお聞きしようと思っております。また、これが本当に拒否するというのはなかなか根拠がないので、厳しいところではあるんですが、これも含めて皆さん何かご意見ございませんか、3条についてですけれども。

●農業委員（竹田久義君）

●●さんっていうのは、農業されてるんですか。

●事務局長（谷本孝二君）

善通寺の方から精農審査表っていうことで、この人の農家さんちゃんと大丈夫ですかっていう中では、自身の所有地については適正に管理されておるということで、●●●市の農業委員会からは回答いただいています。

●農業委員（竹田久義君）

あの、穿った言い方になりますけども、余りにも離れたところの不便なところなんです、転売っていうことを考えておられるのかなというふうな気がせんでもないんですけど。

●事務局長（谷本孝二君）

すいません現地がわかりにくいと思うんですが、綾歌町との境でもうほとんど山になっています。山になっていて道もほとんどないので、転用っていっても、ほとんどできるものがないかと思いません。できるとしたら太陽光発電施設ぐらいなんですが、農用区域に入っているのもありますので、先ほど、農家相談のときにもお話しましたが、農振農用地の除外ができませんので、太陽光発電の施設は今の上ではできないというような形になります。あとはその土を取って、山になっているものを平地にしてくれて、園地整備までしてくれたらラッキーかなとは思いますが、そのあとちゃんと植えてさえくれば、4ha いっぺんに果樹ってなかなか難しいかなっていう部分はあるんですが、その点も含めてちょっと聞き取り調査をさせていただこうかなと思ってます。

●会長（松永哲夫君）

今局長申し上げましたような通りでございまして、申請者の●●さんは、個人の方でございまして

れども、●●さん自身がいろんな会社を経営されておまして、今は土を取っとるのが現状です。そのあとの整備については、尾崎委員さんと相談しながら、実際、現状見られたらおわかりだと思わうんですけども、だから転用してどうこう言う話ではないと思いますけれども、ただあと果樹が順々植えられるかどうか、その辺のことも確認をしたいと思っております。綾歌境で切り立ったところで、その反対側の1町あまりの農地、畑を申請が上がっております。多分、今後こういう案件がもしかしたら他の地区でも出てくるかわかりませんが、たまたまこの飯山の●●地区については、そういう山林部分、●●池のちょっと奥手になりますけど、そういう状況でございます。

●農業委員（竹田久義君）

やっぱり地元の方が一番よくわかるところから、その方々にお願いするということになるんだろうと思っております。

●会長（松永哲夫君） 手放す方も高齢でなかなかね、田んぼできないということで、そういうことになったんだと思うんですけども、すぐさまもうこうね、条件が、何も違反事項がないからOKというよりも、ご意見を聞いた方が確約といいますか。いいかなと思ひまして、今日、局長と相談して、あと私と地元の委員さんとで、確認といいますかちょっと協議させていただきたいと思っております。それでよろしければ、全体的な了承をこの場でいただきまして、お任せいただけたらと思ひますが、いかがでございましょうか。

●農業利用最適化推進委員（竹林俊一君）

更地にしたら水がようけでるとおもうんや。工事したら。その水路の検討などはできているのか。

●事務局長（谷本孝二君）

いやまだその花崗土採取なりの計画出ていないので、今後出てきたときに、一時転用なりで審議するようになりますので、その時には、土を取るときは沈砂池とか設けるとかその辺の計画は、これからになると思ひます。

●農業利用最適化推進委員（竹林俊一君）

水路の方も要検証ということで。

●事務局長（谷本孝二君）

今も実際、土取っとるところもありますので、その辺も含めてお話させていただきます。

●会長（松永哲夫君）

今、竹林さん言われたように今の上流は、もう●●池の関係なんで、他の地域で今までやっておったところもそういう転用といいますか、土取るときにはには、水路の関係は、池の話ございましたので、その都度、条件整備をお願いして許可したことはあります。今回は3条申請でこういうふうにしたいというだけなので、ちょっとどうこういう話まで行ってませんので、一時転用等の段階では、局長申し上げたように、そういう制限かけるとか条件をお願いするとかいうことは当然あると思います。池の方に迷惑かからないよということは当然考えております。

●農業利用最適化推進委員（山本敏一君）

現場が●●池の川といいますか、池に入ってくるすぐ横の山を開発してるように思われるんですけども。今現在、●●池に入ってくるころの、その川のすぐ入り口のところが、相当、花崗土とか砂とかいうのがある状態で、またそこにたくさんの土砂が流れ込んできて、●●池の環境いうたらあれですけども、水管理のところが大変になってくるかと思うんで、随時、現場の見守りっていうのを欠かさずやっていくのが大切じゃないかと私は思いますので、同じ飯山町ということで、私も現場はちょくちょく見ております。また近所の方とも話をして、●●さん、現場で見とってよとかいうような感じ。また逆に、●●さん現場確認もよろしく願いますというような方向で、これまで見てきたわけなんですけども、以前もなんかどっか果樹をやるっていうようなもんで申請しとって、途中やめたっていうような実績があるようなふうに記憶があるんですけども、そういったところは、会長さん、尾崎さん、どうなんですかね。

●会長（松永哲夫君）

今、言われたことは、●●池の上流ではあるんですけども、直接は県河川に影響してくると思うんですね、今回開発すれば。県河川の●●川から●●池を通過してずっと●●川に流れるんですけども、今最初に開発したところについては、十分に水路の関係は注文つけました。土砂の流入が、汚れた流入がないようにとういことで、溜樹とかいろんなこと十分言うております。今回、また●●川から反対側のところの場所なんで、山本さんご存じだと思いますけども、そこらについてはまた今回も含めて、十分協議していきたいと思います。局長申し上げたように、農地法3条の申請そ

のものについては、なかなか協議ができないので、その一時転用等をする段階で十分お話をしたいと、地元尾崎委員さんを含め。それから土砂取る際に条件は、当然、池側としましても水路側としましても十分言っていきたいと思っております。近隣の方、山元の隣地の方にも迷惑かけないように十分したいと思っております。またそれに伴うその通行の問題も当然出てこようと思うんです。そういったことを含めて、今日どこまで協議ができるかわかりませんがお話し申し上げて、地元の意見としては出していきたいと思えます。また農業委員会としてはちょっと保留というわけじゃないですが、その条件が納得できれば、許可するというところで、対応していきたいと思っております。今日、尾崎議員さん含めて、今、本人もお見えいただくこととなっておりますので、十分お話聞きたいと思えます。報告そのものについては来月、皆さん報告いたします。以上です。

●農業利用最適化推進委員（山本敏一君）

はい。ありがとうございました。今後も、私も現場を巡回して、地元の方々との意見交換を持ちたいと思えますので、何か起きないようにという方向で、ご協力をお願いできたらと思えます。以上です。

●会長（松永哲夫君）

ありがとうございました。確かにこれほどの、開発ではなくて農地の購入ですけれども、実質は土砂を取るという行為が前段につきますので、地元で心配な人がおいでと思えますし、池のほうも心配なんで、十分にお話聞きたいと思えます。そしたら他ご意見特にございませんか。

●会長（松永哲夫君）

そしたら、先ほど申し上げました、今日、協議をさせていただきますけれども、全体としては農地法第3条第1項の規定による許可申請については、整理番号1番から10番の各案件について一応許可相当とすると。なお、内容についての協議は含めて、来月の委員会で報告させていただきます。それで異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

そしたら議案27号 農地法第3条第1項の申請10件は原案の通り一応許可することを決定いたし

ます。次に議案第 28 号 農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

はい。4 ページをお開きください。議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 15 件です。

1 番 田村町・・・合計面積 18,443.02 m²（内併せ利用地 13,090.02 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、店舗、貸店舗の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。次に、6 ページにかけてになります。

2 番 田村町・・・合計面積 18,443.02 m²（内併せ利用地 8,713.02 m²）【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、店舗、貸店舗の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における工事の選定理由により転用できるものと考えます。7 ページをお開きください。

3 番 田村町・・・合計面積 1,125.00 m²（内併せ利用地 167.00 m²）【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、仮設進入路の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地に区分され、10 月 31 日までの一時転用のため、転用できるものと考えます。

4 番 柞原町・・・合計面積 2,113.92 m²（内併せ利用地 1,849.92 m²）【議案読み上げ】

この案件は所有権移転売買を行い、資材置き場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により、転用できるものと考えます。

5 番 三条町・・・合計面積 454.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。なお、申請地の一部において、平成 21 年ごろ造成し、進入路として利用してきましたが、今回の申請をもって、無断転用の解消を図ることです。申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により、転用できるものと考えます。

6 番 三条町・・・合計面積 364.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 6 年 4 月に、農振除外申請がされております。また、第 2 種農地に

区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。8 ページをお開きください。

7番 三条町・・・合計面積 430.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地ですが、令和 6 年 4 月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番 飯野町東二・・・合計面積 2,073.81 m²（内併せ利用地 1,134.81 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場、資材置き場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により、転用できるものと考えます。

9番 飯野町東分・・・合計面積 656.91 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地にございますが、計画地周辺における候補地の選定理由により、転用できるものと考えます。9 ページをお開きください。

10番 垂水町・・・合計面積 562.00 m²【議案読み上げ】

この案件は所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地ですが、令和 6 年 4 月に農振除外申請がされております。また、農地法上第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11番 垂水町・・・合計面積 4,738.35 m²（内併せ利用地 4,089.35 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地住宅 3 棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地ですが、令和年 4 月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

12番 綾歌町岡田上・・・合計面積 494.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地ですが、令和 6 年 4 月に農振除外申請がされております。また農地法上、第 2 種農地区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。次に、10 ページにかけてになります。

13番 綾歌町栗熊東・・・合計面積 4,462.00 m²（内併せ利用地 2,656.00 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、園舎の敷地拡張整備を図るものです。申請地は農用地区域内

農地ですが、令和5年8月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

14番 飯山町西坂元・・・合計面積 386.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できると考えます。

15番 飯山町川原・・・合計面積 323.00 m²（内併せ利用地 44.00 m²）【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和6年4月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上15件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障や被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たしていることから問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君） 特にご意見もないようですので、それでは採決いたします。議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から15番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請15件は原案の通り許可相当として、委員会意見書添付の上、進達することをいたします。続きまして、議案第29号

農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明）

はい。11 ページをお開きください。議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。11 ページから 71 ページにかけて記載しております。申請件数は合わせて 107 件、筆数が 319 筆、面積で 265,262.69 m²です。詳細は、ご覧の表の通りです。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問ご異議ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にご異議もないようですので、議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定について、107 件の各案件につきましては原案の通り処理していくことといたします。続きまして、議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明）

はい、続いて、72 ページをお開きください。議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてでございます。詳細は 1 件。72 ページに記載の通りで、農地機構から認定農業者への貸付でございます。促進計画案としては要件を満たしているものであり、問題ないものと考えます。以上ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問ご異議はございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にご異議もないようですので、議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画案、意見聴取について 1 件につきましては、原案の通り処理していくといたします。続きまして、議案第 31 号非農地証明願についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明）

はい、続いて 73 ページをお開きください。議案第 31 号 非農地証明願についてでございます。案件は 1 件です。

1 番 綾歌町富熊・・・合計面積 3,609.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、20 年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。以上 1 件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題ないものと考えております。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの説明に対しまして何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にご異議もないようですので、議案第 31 号 非農地証明願について、整理番号 1 番の案件につきましては、原案通り処理していくことといたします。次に議案第 32 号 許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。説明お願ひします。

●事務局次長（大西良明）

はい。74 ページをお開きください。議案第 32 号 許可後の事業計画変更申請についてでございます。案件は 6 件です。

1 番 郡家町・・・合計面積 4,053.16 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 2 年 9 月 10 日、分譲住宅 13 棟の建築整備を図る計画で、農地法 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により、工期を 2 年延長するため、事業計画を変更したいとの申請がございました。75 ページをお開きください。

2 番 三条町・・・合計面積 3,983.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 30 年 7 月 12 日、分譲住宅 18 棟の建築整備を図る計画で、農地法 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により、工期を 2 年延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。76 ページをお開きください。

3 番 垂水町・・・合計面積 4,746.89 m²（内併せ利用地 3,529.89 m²）【議案読み上げ】

この案件は、令和 3 年 3 月 17 日、分譲住宅 5 棟の建築整備を図る計画で、農地法 5 条の許可を受けておりましたが、本件事業用地に隣接した農地を転用し、同種事業用地に編入するため、また、

あわせて工期を2年延長するため、事業計画を変更したいとの申請がございました。

4番 垂水町・・・合計面積 4,738.46 m² (内併せ利用地 1,955.46 m²) 【議案読み上げ】

この案件は、令和4年12月2日、分譲住宅8棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可申請を受けておりましたが、本件事業用地に近接した農地を転用し、同種事業用地に編入するため、また、併せて工期を2年延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。77ページをお開きください。

5番 綾歌町富熊・・・合計面積 2,567.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、令和2年9月29日、分譲住宅10棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を2年延長するため事業計画を変更したいとの申請がございました。

6番 飯山町下法軍事・・・合計面積 1,604.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、平成31年2月13日、分譲住宅6棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を2年延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長 (松永哲夫君)

説明終わりましたが、只今の説明に対しまして何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

●会長 (松永哲夫君)

特にご異議もないようでありますので、議案第32号 許可後の事業計画変更申請について、整理番号1番から6番の各案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。それでは報告事項に入ります。報告第13号農地法第3条の3第1項の規定による届け出について、報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について、報告第15号の許可後の取消願については、一括して報告いたします。お願いします。

●事務局次長 (大西良明)

はい。それでは、78ページをご覧ください。報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出についてでございます。報告は5件です。

1番 本島町生ノ浜・・・合計面積 267.00 m² 【議案読み上げ】

この案件は、令和3年2月17日、相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせんの希望がございますので、農地機構、または地元の委員さんに相談させていただきます。

2番 綾歌町岡田東・・・合計面積 1,130.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成14年8月21日、相続により、農地を取得したものです。委員会によるあっせんなどの希望はございません。

3番 綾歌町岡田西・・・合計面積 532.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和5年12月30日、相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせんなどの希望はございません。79ページにかけてになります。

4番 飯山町町東小川・・・合計面積 3,413.69 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成26年2月15日、相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせんなどの希望はございません。

5番 飯山町町東坂元・・・合計面積 7,811.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成15年7月24日、相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせんなどの希望はございません。

80ページをお開きください。報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知確認についてでございます。報告は3件です。

1番 土器町西一丁目・・・合計面積 1,954.00.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農地法3条に基づく賃借権の権利設定がされていたものですが、転用のため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

2番 綾歌町岡田西・・・合計面積 3,809.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の権利設定がされていたものですが、経営規模縮小のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。81ページをお開きください。

3番 綾歌町岡田西・・・合計面積 1,453.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく、賃借権の権利設定がされていたものですが、経営規模縮小のため、賃借人に指導により、離作補償なく合意解約するものです。

82ページをお開きください。報告第15号 許可後の取消願についてでございます。報告は1件です。

1 番 土器町東七丁目・・・合計面積 251.00.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 31 年 2 月 18 日に、宅地拡張整備を図る計画で、農地法 5 条第 1 項の規定により、所有権移転の許可を受けておりましたが、転用計画中止のため、農地法 5 条の規定による、許可の取消願いをを行うものです。報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何かご質問ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ないようですので、それでは報告事項を終わります。以上で 6 月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。

（午前 10 時 50 分終了）